

令和8年度 産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）

飲食店事業者募集要領（応募手続き案内）

令和8年5月

公益財団法人 南信州・飯田産業センター

## 1. 募集の概要

### 1.1 募集名

産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）飲食店事業者募集（以下「本募集」という。）

### 1.2 目的

本募集は、公益財団法人南信州・飯田産業センター（以下「当センター」という。）が管理する産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）内飲食店について、新たに運営を行う事業者を募集し、提出書類及び必要に応じて実施する面談等をもとに、出店予定者を決定することを目的とする。

本飲食店は、施設利用者及び地域住民が日常的に利用しやすく、気軽に立ち寄ることができる店舗として、昼食利用を中心とした飲食サービスを提供するとともに、地元食材の活用、地産地消及び来館者利便性の向上に寄与することを求めるものとする。また、公共施設内飲食店として、継続的かつ安定的な運営を行い、地域に親しまれ、日常的に利用される店舗となることを期待する。

### 1.3 募集内容

本募集により選定された事業者は、産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）内の飲食店区画において、飲食店の営業を行うものとする。

#### (1) 営業場所

産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）B棟1階 飲食店区画

#### (2) 所在地

長野県飯田市座光寺 3349 番地

#### (3) 面積

約 94.5 m<sup>2</sup>

※厨房、事務室、倉庫等を含む。

#### (4) 求める店舗像

ア 日常利用しやすい店舗

イ 気軽に立ち寄れる店舗

ウ 昼食利用ができる店舗

エ 地域食材を活用した店舗

オ 地域住民及び施設利用者双方が利用しやすい店舗

カ 地産地消に配慮した店舗

キ 公共施設と調和した店舗

ク 継続的かつ安定的な営業が期待できる店舗

#### (5) 営業条件

ア 原則として施設開館日に営業すること。

イ 開店時間は午前 11 時以前で設定すること。

ウ 閉店時間は午後 3 時以降で設定すること。

エ 夜営業を行う場合は、施設運営に支障のない範囲とし、午後 9 時までを目安とすること。

オ 定食類、米飯類、麺類、軽食及び飲食物（コーヒー・紅茶含む）等、一般的な食堂・カフェ機能を備えること。

カ 日常的に利用しやすいメニュー構成及び価格設定に配慮すること。

- キ 産業センター主催事業、会議、イベント等における弁当・仕出し等への対応に努めること。
- ク アルコール類の提供は可能とするが、酒類提供を主目的とした営業形態は認めない。
- ケ 地元食材の活用及び地元事業者との連携に努めること。
- コ 施設敷地内における喫煙については、施設管理ルールに従うこと。

#### 1.4 使用期間

営業開始日から5年間とする。ただし、更新を妨げないものとする。

#### 1.5 負担金

飲食店区画使用料は、月額70,000円（共益費込み）とする。

なお、負担金については、施設運営状況、物価変動、光熱水費その他社会経済情勢等を踏まえ、使用期間中に見直しを行う場合がある。また、水道料、電気料、通信費その他営業に必要な経費については、出店者の負担とする。インターネット回線については、必要に応じて出店者において契約及び設置を行うこと。

#### 1.6 居抜き条件

厨房設備等の一部は前事業者所有物であり、引継ぎ等については当事者間協議とする。当センターは当該協議に関与しない。また、施設及び設備の状況については、現地説明会及び内覧会において確認すること。

#### 1.7 営業開始時期

出店予定者決定後、準備が整い次第営業開始するものとする。

#### 1.8 その他条件

- (1) 営業に必要な許認可等については、出店者の責任において取得すること。
- (2) 営業に伴い発生する廃棄物については、出店者の責任において適切に処理すること。
- (3) 営業終了時には、出店者の負担により原状回復を行うこと。
- (4) 営業に伴う事故、食中毒その他損害等については、出店者の責任において対応すること。

## 2. 応募手続き

### 2.1 参加資格

本募集へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 飲食店営業に必要な許認可を有する者、又は営業開始までに取得見込みである者であること。
- (2) 営業に必要な資格者を配置できる者であること。
- (3) 国税、長野県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去2年以内に食品衛生法等関係法令による重大な行政処分等を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (6) 国又は地方自治体から入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (7) 飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 公共施設内で営業する飲食店として、施設利用者、地域住民及び当センターの事業運営に配慮した営業ができること。

### 2.2 スケジュール

内 容	日 程
募集開始	令和8年5月下旬
参加申込締切	令和8年6月5日（金） 17時必着
現地説明会・内覧会	令和8年6月上旬（詳細は別途連絡）
質問書提出締切	令和8年6月中旬
質問回答	質問受付後、随時回答
提案書提出締切	令和8年6月下旬
書類確認（必要に応じ面談実施）	令和8年7月上旬
選定結果通知（出店予定者決定）	令和8年7月下旬
開業準備	令和8年7月下旬から9月
営業開始	準備が整い次第開始

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

### 2.3 参加申込みの手続き

本募集へ参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。なお、**2.1 参加資格**の要件を満たしていること。

- (1) 提出書類
  - ア 様式1 参加申込書
  - イ 様式2 誓約書
- (2) 提出期限 令和8年6月5日（金） 17時必着
- (3) 提出場所 **3. 担当部署**に同じ
- (4) 提出方法 持参または郵送により提出

## 2.4 現地説明会及び内覧会

参加申込みを行った事業者を対象に、現地説明会及び内覧会を実施する。

(1) 実施時期

令和8年6月上旬（詳細は別途連絡）

(2) 実施場所

産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）B棟1階 飲食店区画

(3) 内容

ア 募集概要の説明

イ 飲食店区画の確認

ウ 厨房設備等の確認

エ 質疑応答

(4) 留意事項

厨房設備及び施設状況については、現地確認によるものとする。厨房設備等の一部は前事業者所有物であり、引継ぎ等については当事者間協議とし、当センターは当該協議に関与しない。

## 2.5 質問及び回答

質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

なお、質問書は参加申込みを行った事業者のみ提出できるものとする。

(1) 提出書類 様式3 質問書

(2) 提出期限 令和8年6月中旬

(3) 提出場所 **3. 担当部署**に同じ

(4) 提出方法 電子メールにより提出すること。

(5) 回答方法 質問受付後、随時回答する。

## 2.6 提案書記載の参考事項

(1) 作成方法

提案書の様式は任意とします。

以下の内容について、分かる範囲で記載してください。

- ・店舗コンセプト
- ・想定する利用者
- ・主なメニュー・価格帯
- ・営業日・営業時間
- ・地元食材の活用
- ・継続して営業するための考え方
- ・スタッフ体制
- ・弁当・イベント対応の可否
- ・店舗イメージ

写真、メニュー表、店舗イメージ、SNS資料等の添付も可能です。

## (2) 作成上の留意事項

- ア 提案書はA4判とし、縦横は問わない。
- イ 提案内容は、説明を要せずとも理解できるよう、分かりやすく記載すること。
- ウ 提案内容は、提案者が責任をもって実現可能なものとする。
- エ 日常利用しやすさ、継続的な運営、地産地消及び公共施設との親和性について具体的に記載すること。
- オ 必要に応じ、写真、図面、メニュー表その他参考資料を添付すること。
- カ 提出された提案書の内容は、必ずしも採用又は実施を保証するものではない。

## 2.7 メニュー・価格イメージの作成

メニュー・価格イメージは、次により作成すること。

### (1) 提出書類

様式4 メニュー・価格イメージ

### (2) 記載事項

メニュー・価格イメージとして、主なメニュー、価格帯、想定客単価を記載してください。

### (3) 留意事項

メニュー・価格イメージの内容は、価格の安さのみを重視するものではなく、日常利用しやすい価格設定、継続的な営業可能性及び公共施設内飲食店としての適切性を踏まえたものとする。

## 2.8 提案書及び関係書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 様式1 参加申込書
- ② 様式2 誓約書
- ③ 任意様式 提案書
- ④ 様式4 メニュー・価格イメージ
- ⑤ 様式5 営業実績・活動紹介
- ⑥ 任意添付資料  
(メニュー表、写真、レイアウト図、店舗イメージ等)
- ⑦ 財務関係書類
- ⑧ 登記事項証明書等
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ 飲食店営業に必要な許認可等を証する書類の写し
- ⑪ その他参考資料

### (2) 提出部数

- 正本1部
- 副本6部(③～⑪の写し)
- 電子データ(PDF形式)

### (3) 提出期限

令和8年6月下旬

(4) 提出場所

**3.担当部署**に同じ

(5) 提出方法

正本および副本は持参又は郵送により提出すること。

電子データはメールにて提出すること。

## 2.9 面談（必要に応じ実施）

提案内容等を確認するため、面談を実施する場合があります。

(1) 実施目的

提案内容、営業方針、運営体制その他必要事項について確認し、提案内容との行き違いを防ぐため実施する。

(2) 実施時期

令和8年7月上旬

(3) 実施場所

別途通知する。

(4) 出席人数

1 提案者あたり 3 名以内とする。

(5) 実施時間

15 分から 20 分程度

## 2.10 選定

選定委員会において、継続運営性、日常利用性、施設親和性、地域性等を踏まえ、提出書類及び必要に応じて実施する面談内容をもとに総合的に確認を行い、施設運営に適した応募者を出店予定者として決定する。なお、必要に応じて次点出店予定者を決定する場合がある。

## 2.11 その他

(1) 参加申込書の提出以降に参加を辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 提出書類の作成等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

(3) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類は、本募集に関する選定作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 応募は1事業者につき1提案とする。

(5) 本募集に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当センターが認めた場合はこの限りではない。

(6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 次のいずれかに該当する提案は無効とする。

① 参加者の記名を欠く場合

- ② 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
  - ③ 2通り以上の書類提出がなされた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
- ① 提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
  - ② 参加申込書に記載された者以外の者が提案を行った場合
  - ③ その他本募集要領等において示した参加条件に違反した場合
  - ④ 選定委員会関係者と不正な接触等を行った場合

### 3. 担当部署

公益財団法人 南信州・飯田産業センター業務係（担当：松本、清水）

〒395-0001 長野県飯田市座光寺 3349-1

電話 0265-52-1613 F A X 0265-24-0962

電子メール：g01@isilip.com